

議員が参画する附属機関・市の審議会一覧表

①市議会議員の区分（役職による委嘱除く）で議会からの推薦により委嘱される附属機関・市の審議会等一覧<再掲>

担当部課	機 関 名（◆★は重複掲載）	根拠法令等	任 期	改選時期	担任する事務	関係法令等抜粋
市民生活部 国保年金課	奈良市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法、同施行令 奈良市国民健康保険条例	2 年	H25. 7. 31	国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議に関する事務	条例第2条 国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1)被保険者を代表する委員 6人 (2)保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人 (3)公益を代表する委員 6人 (4)被用者保険等保険者を代表する委員 2人
市民活動部 地域活動推進課	奈良市住居表示審議会	奈良市附属機関設置条例 奈良市住居表示審議会規則	2 年	H25. 3. 31	住居表示に関する法律に基づき施行する住居表示整備事業並びに地方自治法に基づく町の区域及びその名称の変更等についての市長への答申及び調査審議に関する事務	規則第2条 審議会は、委員30名以内及び特別委員若干名で組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから、特別委員は、実施区域に關係のある住民のうちからそれぞれ市長が委嘱若しくは任命する。 (1)市議会議員
環境部 環境政策課	奈良市環境審議会	環境基本法 奈良市環境基本条例 奈良市環境審議会規則	2 年	H25. 9. 30	環境基本計画に関する事項の処理その他の市の環境の保全と創造に関する基本的事項についての調査審議等に関する事務	規則第2条第1・2項 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 (2)市議会の議員
環境部 環境事業室 企画総務課	奈良市清掃業務審議会	奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	2 年	H24. 7. 20	一般廃棄物の処理計画、処理業等の許可・更新、処理施設の設置等の許可、指導及び処分、廃棄物の減量・再生及び再利用の推進、廃棄物の処理に伴う公害対策等に関する市長の諮問に対する審議及び答申に関する事務	条例第38条 審議会は、学識経験のある者その他の者の中から市長が委嘱し、又は任命する委員15人以内で組織する。
都市整備部 都市計画室 都市計画課	◆奈良国際文化観光都市建設審議会（議員）	奈良国際文化観光都市建設審議会条例 都市計画法	2 年	H24. 9. 30	都市計画法第77条の2第1項及び第2項に規定するもののほか、奈良国際文化観光都市建設法による建設計画及び建設事業、本市のまちづくりについての重要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、市長に建議する事務	条例第3条第1・2項 審議会は、委員25人以内で組織する。 委員は、次に掲げる者につき、市長が任命する。 (2)市議会の議員
都市整備部 まちづくり指導室 景観課	奈良市景観審議会	奈良市附属機関設置条例 なら・まほろば景観まちづくり条例 奈良市景観審議会規則	2 年	H24. 8. 2	景観の形成、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区並びに風致地区の区域内における行為の規制並びに屋外広告物の規制に関する事項についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務	規則第2条第1・2項 審議会は、委員20人以内及び特別委員若干人で組織する。委員は次の各号に掲げる者のうちから、特別委員は、なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく地区指定に關係のある住民のうちから、それぞれ市長が委嘱する。 (2)市議会議員
教育総務部 地域教育課	奈良市公民館運営審議会	社会教育法 奈良市公民館条例	2 年	H24. 5. 12	館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施についての調査審議に関する事務	法第30条第1項 公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の關係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。
教育総務部 地域教育課	奈良市社会教育委員	社会教育法 奈良市社会教育委員に関する条例	2 年	H24. 2. 18	社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に対する意見具申、研究調査等、社会教育に関し教育委員会への助言等に関する事務	法第15条第2項 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の關係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。
教育総務部 地域教育課	★奈良市青少年問題協議会（現在委嘱なし）	地方青少年問題協議会法 奈良市青少年問題協議会条例、同施行規則	2 年	H25. .	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立、実施に関する事務	規則第2条 市長が任命する協議会の委員は、次に掲げる者とする。 (1)奈良市議会議長、同副議長、同産業文教委員長及び同議員のうちから議長が指名する者3人
学校教育部 学務課	奈良市立小・中学校通学区域検討委員会	奈良市附属機関設置条例 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則	2 年	H24. 11. 20	市立小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更についての調査審議及び答申に関する事務	・規則第2条第1項 検討委員会は、委員20人以内で組織する。 ・規則第3条 委員は次の各号に掲げる者のうちから、臨時委員は当該通学区域に關係のある者のうちからそれぞれ教育委員会が委嘱する。 (1)市議会議員

②議会役職により委嘱される附属機関・市の審議会等一覧

担当部課	機 関 名	根拠法令等	任 期	改選時期	担任する事務	関係法令等抜粋
総合政策部 広報広聴課	奈良市表彰審査委員会	奈良市附属機関設置条例 奈良市表彰審査委員会規則	在任期間	—	奈良市有功者、功労者及び善行者の表彰についての審査及び答申に関する事務	規則第2条 委員会は、次に掲げる委員をもつて組織する。 (1)議会議長、同副議長及び同総務水道委員長
市民生活部 病院事業課	市立奈良病院運営市民会議	市立奈良病院運営市民会議設置要綱	2 年	H25. 4. 11	市立奈良病院の運営その他市民会議において必要と認めた事項	要綱第3条 市民会議は、委員20人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (2)市議会議員
市民生活部 市民安全課	奈良市防災会議	災害対策基本法 奈良市防災会議条例	2 年		奈良市地域防災計画の作成及びその実施を推進。災害発生が発生しした場合において、当該災害に関する情報の収集。	条例第3条第5項 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。 (8)議会議長 (9)前各号のほか市長が特に必要と認めて任命する者
市民活動部 スポーツ振興課	奈良市スポーツ推進審議会	スポーツ振興法 奈良市スポーツ推進審議会に関する条例	2 年		スポーツの振興に関する事項についての調査審議に関する事務	条例第3条 審議会は、20名以内の委員で組織する。 条例第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1)学識経験のある者
保健福祉部 福祉政策課	奈良市民生委員推薦会	民生委員法 奈良市民生委員法施行細則	在任期間	—	社会福祉の増進に寄与する民生委員の推薦に関する事務	法第8条第2項 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ二人以内を市町村長が委嘱する。 1 市町村の議会の議員
保健福祉部 福祉政策課	奈良市社会福祉審議会	社会福祉法第7条 奈良市社会福祉審議会条例 奈良市社会福祉審議会規則	3 年		法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項	条例第4条 審議会は、委員30人以内で組織する。
環境部 施設課	奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会	奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会設置要綱 □	2 年		市民のより良い生活環境の形成を目指し、計画的かつ効率的にごみ焼却施設の移転を推進する	要綱第3条 委員会は、委員20人程度で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)学識経験を有する者
都市整備部 都市計画室 都市計画課	◆奈良国際文化観光都市建設審議会（議長）	奈良国際文化観光都市建設審議会条例 都市計画法	2 年	H24. 9. 30	都市計画法第77条の2第1項及び第2項に規定するもののほか、奈良国際文化観光都市建設法による建設計画及び建設事業、本市のまちづくりについての重要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、市長に建議する事務	条例第3条第1・2項 審議会は、委員25人以内で組織する。 委員は、次に掲げる者につき、市長が任命する。 (2)市議会の議員
建設部 住宅課	奈良市公営住宅入居者選考委員会	奈良市附属機関設置条例 奈良市公営住宅入居者選考委員会規	在任期間	—	公営住宅入居者の決定についての調査及び審議に関する事務	規則第3条 委員は、次に掲げる者を市長が任命し、又は委嘱する。 (2)市議会の厚生委員長及び建設委員長
消防局総務課	奈良市消防賞じゅつ金等審査会	奈良市附属機関設置条例 奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則	在任期間	—	奈良市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例による賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与の要件及び功績等の程度の審査に関する事務	規則第2条 審査会は、次の各号に掲げる者をもつて組織し、市長がこれを委員に任命し、又は委嘱する。 (1)市議会環境消防委員長
消防局総務課	奈良市消防団員等公務災害補償審査会	奈良市附属機関設置条例 奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則	在任期間	—	奈良市消防団員及び消防に協力援助した者に対する災害補償についての審査に関する事務	規則第2条 審査会は、下記の各号の委員5人をもつて組織する。 (3)市議会環境消防委員長
総合政策部 広報広聴課	奈良市名誉市民審議委員会	奈良市附属機関設置条例 奈良市名誉市民審議委員会規則	在任期間	—	奈良市名誉市民の顕彰の適否についての審議並びに答申に関する事務	規則第2条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織し、必要のつど、市長がこれを委員に任命又は委嘱する。 (1)議会議長及び同副議長
教育総務部 文化財課	奈良市史編集審議会（現在委嘱なし）	奈良市附属機関設置条例 奈良市史編集審議会規則			奈良市史編集についての調査及び審議に関する事務	規則第3条 審議会の委員は、市職員、関係機関及び学識経験を有する者の中から市長が命じ、又は委嘱する。
教育総務部 地域教育課	★奈良市青少年問題協議会（現在委嘱なし）	地方青少年問題協議会法 奈良市青少年問題協議会条例、同施行規則	2 年	H25. .	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立、実施に関する事務	規則第2条 市長が任命する協議会の委員は、次に掲げる者とする。 (1)奈良市議会議長、同副議長、同産業文教委員長及び同議員のうちから議長が指名する者3人
観光経済部 農林課	奈良市森林保全・緑化推進協議会（現在委嘱なし）	奈良市森林保全・緑化推進協議会設置要綱	在職期間	—	奈良市の森林を保護・育成し森林の経済的活動の活性化と森林の保全及び緑化推進の市民意識の高揚を図り、世界遺産のあるまちとして緑と豊かな自然と文化を守り継承していくため、奈良市と森林・緑化関係機関が連携し、森林と緑の公益的機能の向上を目指す	要綱第3条 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。 (2)奈良市議会議員

議員が参画する附属機関・市の審議会一覧表
 ~議員(議会役職含む)の根拠法令別一覧

	機関数	機関名	根拠法令等名称
国の法令により、議員(議会役職含む)の参画が明文化されている附属機関・審議会	1	奈良市民生委員推薦会	民生委員法
条例により、議員(議会役職含む)の参画が明文化されている附属機関・審議会	2	奈良国際文化観光都市建設審議会	奈良国際文化観光都市建設審議会条例
		奈良市防災会議	奈良市防災会議条例
規則により、議員(議会役職含む)の参画が明文化されている附属機関・審議会	10	奈良市住居表示審議会	奈良市住居表示審議会規則
		奈良市環境審議会	奈良市環境審議会規則
		奈良市景観審議会	奈良市景観審議会規則
		奈良市青少年問題協議会	奈良市青少年問題協議会規則
		奈良市立小・中学校通学区域検討委員会	奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則
		奈良市表彰審査委員会	奈良市表彰審査委員会規則
		奈良市公営住宅入居者選考委員会	奈良市公営住宅入居者選考委員会規則
		奈良市消防賞じゅつ金等審査会	奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則
		奈良市消防団員等公務災害補償審査会	奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則
		奈良市名誉市民審議委員会	奈良市名誉市民審議委員会規則
要綱その他により、議員(議会役職含む)の参画が明文化されている附属機関・審議会	2	市立奈良病院運営市民会議	市立奈良病院運営市民会議設置要綱
		奈良市森林保全・緑化推進協議会	奈良市森林保全・緑化推進協議会設置要綱
議員(議会役職含む)の参画が明文化されていない附属機関・審議会	8	奈良市国民健康保険運営協議会	(奈良市国民健康保険条例)
		奈良市清掃業務審議会	(奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例)
		奈良市公民館運営審議会	(社会教育法)
		奈良市社会教育委員	(社会教育法)
		奈良市スポーツ推進審議会	(奈良市スポーツ推進審議会に関する条例)
		奈良市社会福祉審議会	(奈良市社会福祉審議会条例)
		奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会	(奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会設置要綱)
		奈良市史編集審議会	(奈良市史編集審議会規則)